沖縄県立看護大学附属図書館土、日曜日及び平日夜間開館業務委託契約書(案)

沖縄県立看護大学学長 嘉手苅英子(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間に沖縄県立看護大学附属図書館の土、日曜日及び平日夜間開館業務(以下「開館業務」という。)に関して、次の条項により契約を締結する。

(契約内容)

第1条 乙は、開館業務を実施するために「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づいて職員を派遣し、甲は、派遣された職員(以下「派遣職員」という。)を指揮、監督して開館業務を実施するものとする。

(期間)

第2条 この契約の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(契約金額)

第3条 契約金額は、3年間の総額

円 (税込)

(時給

円、税抜)

(年額

円、税込)

- うち3年間の取引に係る消費税及び地方消費税は 円
- (注)「取引税に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た金額である。
- 2 契約金額の月額は、時給、時間数、日数、人数を乗じた金額及び派遣に係る事務費等に地 方消費税額を加えた金額とする。
- 3 乙は、前項の契約料を毎月当該月の翌月の5日までに甲に請求するものとする。
- 4 甲は、前項の請求書を受理したときは、その日から換算して30日以内に支払うものとする。

(契約保証金)

- 第4条 乙は、甲に対して沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は契約保証金の全部を免除することができる。
 - (1)保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2)過去2か年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

(業務の実施方法)

第5条 乙は、勤務日、勤務時間及び業務内容並びに責務等について、別紙の沖縄県立看護大学 附属図書館土、日曜日及び平日夜間開館業務委託仕様書に基づき開館業務を実施するものとす る。

(派遣職員)

第6条 乙は、派遣業務に従事する派遣職員の名簿を、契約締結後1週間以内に甲に提出しなければならない。また、派遣職員の変更を行うときも、事前に変更名簿を甲に提出しなければならない。

(規 律)

第7条 乙は、派遣職員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生、厚生及び福利業務規律の維持に 関して、一切の責任を負うものとする。

(個人情報の保護)

- 第8条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個 人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
 - 2 前項の規定に反して乙が、業務上知り得た甲の秘密又は、甲が保有する個人情報を第三者 にもらした場合は、法令により罰則規定が適用されるものとする。

(委託業務の調査)

第9条 甲は、必要と認めるときは、派遣業務の実施状況を調査し、又は乙に対し報告を求めることができる。

(報告義務)

- 第10条 乙は、毎月5日までに前月に係る派遣業務に関する勤務報告書を甲に提出するものとする。
 - 2 乙は、前項の報告書を提出することと同時に委託料を請求することができる。この場合において甲は、提出された報告書を審査し、適正であれば委託料の額を確定し、委託料を支払うものとする。

(権利義務の譲渡)

第11条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託又は代行させて はならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、業務実施に当たり、甲の責めに帰することができない理由によって甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、その損害の賠償の責めを負わなければならない。

(契約の解除)

- 第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 乙の責めに帰すべき理由により派遣業務を維持する見込みがないことが明らかであると

- (2) 乙の派遣業務履行の状況が著しく不誠実であると認められる場合、又は契約を履行する 意思がないと認められるとき
- (3) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (4) 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的 又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 前7号の場合のほか、乙がこの契約に違反した場合は、甲はこの契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項各号によって契約を解除する場合は、少なくとも1か月前までにその旨を乙に 書面で通知するものとする。
- 3 乙は、第1項各号の定めによりこの契約を解除された場合は、違約金として第3条第1項 に規定する金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。 ただし、履行済みの分に相当する金額は違約金に算入しないものとする。
- 4 甲は、契約の翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額または 削除があった場合は、当該契約を解除する。

(協議事項)

第15条 この契約書の定めのない事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する ものとする。 甲 那覇市与儀1丁目24番1号 沖縄県立看護大学

学長 嘉手苅 英子 印

乙

印